

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和5年12月21日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第26号

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。